

生活支援！最大15%ポイント還元キャンペーン

事業決済事業者公募

プロポーザル方式採用基本方針

松阪市商工政策課

生活支援！最大15%ポイント還元キャンペーン事業決済事業者公募に係る プロポーザル方式採用基本方針

1. プロポーザル方式採用理由

生活支援！最大15%ポイント還元キャンペーン事業は、物価高騰等の支援対策として、ポイント還元を通じ消費者の購買意欲を促し、売上が大きく減少している市内の事業所又は店舗を支援することを目的とする。

ついては、事業実施にあたり、公募により複数の者から企画を提案いただき、審査の上、事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」にて実施することとする。

2. 期待できる効果

ポイント還元を行うことで、消費者の購買意欲を促し、市内の飲食店・小売業、サービス業店舗の支援を行い地域経済の活性化を図る。

3. 事業スケジュール

令和7年5月中旬～令和7年7月1日

4. プロポーザル実施スケジュール

実施公告日	5月12日（月）
企画提案書及び提案見積書等にかかる質問提出期限	5月28日（水）
企画提案書及び提案見積書等にかかる質問回答期限	5月30日（金）
参加申請書・企画提案書及び提案見積書等提出期限	6月10日（火）
審査（書類審査）の実施	6月20日（金）予定
審査（書類審査）結果通知日	6月25日（水）予定
業務委託契約締結	7月1日（火）予定

5. 審査方針等の概要

提出された書類に基づき審査を行う。

(1) 審査（書類審査）について

ア) 審査…非公開

実施日時：令和7月6月20日（金）[予定]

実施場所：松阪市産業振興センター（松阪市本町 2176 番地）

(イ) 審査方法

- ・生活支援！最大15%ポイント還元キャンペーン事業決済事業者選定委員会において審査を行う。
- ・審査は、企画提案内容と提案見積額の評価にて実施し、「内容評価点」と「価格評価点」を合算した総合評価点が最も高い提案者を最優秀提案者とする。ただし、提案見積額が提案上限額を超えている場合は、その企画提案書は審査から除外する。
- ・総合評価点の最も高い者を選定する。
 - ①内容評価点が高い者
 - ②内容評価（企画提案）点が高い者
 - ③以上においても同点の場合は、くじにより最優秀提案者を決定する。
- ・次の要件に該当した場合は、選定基準の対象から除外する。
 - ①選定基準に関する不当な要求等を申し入れた場合
 - ②提出書類に虚偽または不正があった場合
 - ③提出書類等の提出期間を経過してから提出書類等が提出された場合
 - ④複数の申請を行い又は複数の事業計画書を提出した場合
 - ⑤提出書類等提出後に事業計画の内容を大幅に変更した場合
 - ⑥その他不正行為があった場合

(ウ) 選定結果の通知

選定の結果は、参加者全員に書面で通知する。なお、審査の公正・透明性を図るため選定結果を公表する。